

水銀大気排出規制について

施行：平成30年4月1日 一部改正：令和7年10月1日

◆水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度が創設されるとともに、水銀排出施設から水銀を大気中に排出する者に排出基準の遵守が義務付けられました。

規制対象施設(水銀排出施設)の種類・規模・排出基準

水銀排出施設の種類			規模・要件 (いずれか1つ該当すれば対象)		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)		
					新規	既存 (※1)	
石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			燃料の燃焼能力	50 L/時以上	8	10	
小型石炭混焼ボイラー (※2)					10	15	
非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛、 工業金)製造に 用いられる 精錬及び焙焼 の工程 (専ら粗銅、粗鉛、 蒸留亜鉛、粗銀、 又は粗金を原料と する精製のための 溶解炉は規制対 象外)	一次施設	銅、 金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) 及び煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉： 原料処理能力 1 t/時以上	15	30		
		鉛、 亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く)： 火格子面積 1 m ² 以上 羽口面断面積 0.5 m ² 以上 燃焼能力 50 L/時以上 変圧器定格容量 200 kVA以上	30	50		
	二次施設	銅	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット 焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。) 転炉、溶解炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5 t/時以上	50	300		
		鉛、 亜鉛	火格子面積 0.5 m ² 以上 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 燃焼能力 20 L/時以上	50	400		
		金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： 燃焼能力 10 L/時以上 変圧器定格容量 40 kVA以上	30	50		
			亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5 t/時以上				
	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物／ 産業廃棄物／下水污泥焼却炉) (※3)			火格子面積 焼却能力	2 m ² 以上 200 kg/時以上	30	50
	水銀含有污泥等の焼却炉等			水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り 扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(全ての施設)		50	100
セメントの製造の用に供する 焼成炉			火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上	50	(※4) 80	
ガスタービン (石炭ガス化複合発電施設)			燃料の燃焼能力	50 L/時以上	8	10	

※1 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)
※2 バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満で、石炭専焼の施設を除く。
※3 自ら産業廃棄物の処分を行う事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。
※4 原料とする石灰石の水銀含有量が0.05mg/kg以上のものについては、経過措置で140 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 。(手続きが必要)

◆水俣条約とは…

先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

* 環境省HP(水俣条約について) <http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>

＜水銀排出者(水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者)の義務＞

【水銀排出施設の設置の届出】

・水銀排出施設の設置や構造等の変更をする場合、都道府県知事等に事前の届出が必要です。

【排出基準の遵守】

・水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

【水銀濃度の自主測定】

- ・水銀排出施設の設置者は、当該施設に係るばい煙中に含まれる水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。
- ・令和7年10月1日より、一部施設においてバッチ式だけでなく連続測定による測定も可能となります。

水銀排出施設の種類	頻度
① 排出ガス量が4万m ³ N/時以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
② 排出ガス量が4万m ³ N/時未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③ 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④ 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんたを原料とする溶解炉	年1回以上

・基準を上回る濃度だった場合は、平均的な排出状況を捉えたものか下記の手順で確認します。

測定結果が基準の1.5倍を超過していたら30日以内、それ以外は60日以内に、施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定(試料採取を含む)を実施します。
初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価します。

＜要排出抑制施設の設置者の自主的取組＞

届出対象外であっても水銀の排出量が相当程度である施設(製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)と製鋼の用に供する電気炉)については、排出抑制のため自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければなりません。

➡ 詳しくは、水銀規制パンフレットをご参照ください。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/koujoukisei/koujou-kisei-taiki.html>



【お問い合わせ先】

(1)県機関

担当課所名	電 話
大気環境課 規制担当	048-830-3058
中央環境管理事務所 大気水質担当	048-822-5199
西部環境管理事務所 大気水質担当	049-244-1250
東松山環境管理事務所 大気水質担当	0493-23-4050
秩父環境管理事務所 生活環境担当	0494-23-1511
北部環境管理事務所 大気水質担当	048-523-2800
越谷環境管理事務所 大気水質担当	048-966-2311
東部環境管理事務所 大気水質担当	0480-34-4011

(2)市

市及び担当課所	電 話
さいたま市 環境対策課	048-829-1330
川越市 環境対策課	049-224-5894
川口市 環境保全課	048-228-5389
所沢市 環境対策課	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	048-963-9186